

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	設置年	平成 1 年
所在地	秋田市中通二丁目3番8号		
指定管理者	厚生ビル管理株式会社		
県所管課	文化振興課	調整・文化施設活用 チーム	

1 施設の概要

設置目的	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。					
県の施策上の 施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための 取組として施設に求められているもの					
	質の高い音楽公演の開催、文化芸術に関する人材の育成、音楽に親しむ機会の 創出等に取り組む。					
施設の面積	延床面積13,375.15㎡(県部分)					
主な設置施設	音楽ホール、練習室、音楽研修室、美術展示ホール、研修室、多目的ホール、 イベント広場					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）				
	料金設定	別紙のとおり				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	R3.4.1		～ R8.3.31		
	営業期間・時間	別紙のとおり				
	①管理運営業務 ②施設・設備の維持管理業務 ③施設等使用許可業務 ④貸館関連業務 ⑤文化振興業務					
自主事業の内容	①アウトリーチ型事業として、県内小学校等における訪問演奏会「アトリオンが やってきた！」を平成25年から継続(R5:8校9公演) ②人材育成事業として、アトリオン少年少女合唱団を運営し、通年練習のほか、 「オータムコンサート」(11月)を開催し、オペラ「カルメン」に出演。全日本合唱コ ンクール秋田県大会(8月)では金賞を受賞 また、秋田県出身の著名なフルート奏者を講師に招き、初心者から経験者まで 全てを対象にしたレッスンを開催(R5:延べ79人、7グループが受講) ③普及啓発型事業として、「山形交響楽団」のCM制作を受託 ④プレイガイド事業として、報道機関等が開催した「春の院展秋田展」、「秋田の 四季ピアノコンサート」などのチケットを受託販売					
直近3年の年間利用者数	R3	178,600 人	R4	163,281 人	R5	162,233 人
直近3年の年間利用収入	R3	36,129 千円	R4	31,104 千円	R5	33,571 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入 計		83,571	75,772	78,509	74,403	78,265
利用料金収入		37,258	29,401	36,129	31,104	33,571
指定管理料		34,377	42,124	35,099	35,099	35,099
その他収入		11,936	4,247	7,281	8,200	9,595
支出 計		85,953	70,885	70,118	73,290	82,511
人件費		39,967	37,559	37,361	40,569	42,543
光熱水費		0	0	0	0	0
修繕費		1,120	2,322	1,260	1,361	1,205
外部委託費		15,875	20,676	22,165	21,863	27,873
その他経費		28,991	10,328	9,332	9,497	10,890
差 引		▲ 2,382	4,887	8,391	1,113	▲ 4,246

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を
検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

＜観点Ⅰ＞ 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

(1)ーア 目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和5年度 の目標	利用者数 222,000人
--------------	---------------

(1)ーイ 指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	実績	162,233人	達成率	73.1%	
	具体的な 取組と その効果	・全体の利用者数は前年度とほぼ同数であるが、音楽施設については、新型コロナウイルス感染症が収束したこともあり、音楽ホールと練習室の利用者数が伸びており、前年度より増加している（前年度比116.4%）。 ・一方、文化施設については、大型企画展を開催するも来場者数が伸びなかったこともあり、利用者数が減少している（前年度比92.8%）。			
直近3年 の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	222,000人	189,200人	222,000人	
	実績	83,330人	178,600人	163,281人	
	達成率	37.5%	94.4%	73.6%	
令和6年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 222,000人			
	設定根拠	・新型コロナウイルス感染症の影響が小さかった令和元年度の実績を基準に設定した（内訳：文化施設150,000人、音楽施設72,000人）。 ・令和6年度は、音楽ホールなどの休館（令和7年1～2月）の予定があるものの、集客力のある音楽公演の開催や美術展示ホールの利用促進等により目標達成を目指す。			

(2)ーア 目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度の目標	利用料金収入 34,300千円
----------	-----------------

(2)ーイ 指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	33,571千円	達成率	97.9%	
	具体的な取組とその効果	・利用料金全体で目標に対する実績は97.9%であったが、長期大型企画展の招致等により前年度比では107.9%に増加している。 ・音楽施設については、音楽ホールの休館(令和4年12月～令和5年6月)を見据え、計画的に音楽公演などを開催し、利用料金収入の確保に努めたが、前年度比98.0%にとどまった。 ・文化施設については、入場者数は減少したものの、利用件数の増加により利用料金収入は前年度比114.2%と増加している。			
直近3年の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	36,100千円	33,000千円	31,000千円	
	実績	29,401千円	36,129千円	31,104千円	
	達成率	81.4%	109.5%	100.3%	
令和6年度の目標(設定根拠)	目標	年間利用料金収入 40,100千円			
	設定根拠	令和6年度は、冬期間に音楽ホールの改修が予定されているが、多くの音楽公演などを企画しているほか、文化施設でも長期大型企画展が予定されていることから、前年度より5,800千円増の40,100千円に設定した。			

<観点I>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	
	県(所管課)	B	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
 また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。
 A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)
 B: A及びC以外
 C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	91.2%		
	具体的な 取組と その効果	上質な音楽公演を求める利用者の声に応え、世界的に有名なハーゲン弦楽四重奏団による公演等を開催し、満足度の向上に努めた。 また、公演の電話予約サービスは、特にスマートフォンなどの操作に不慣れな高齢者から好評を得ている。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	91.3%	85.1%	87.1%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	
	県 (所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: 満足度80%以上 B: A及びC以外 C: 満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があつたか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	管理費と音楽事業費が特に増加しており、経費全体では前年度比112.6%となった。
	具体的な 取組と その効果	・事務費については、事務用品や消耗品に係る経費等の削減に努めたが、物価高騰により前年度比109.3%となった。 ・小破修繕費は業者選定等により前年度比88.5%に減少させたが、管理費については舞台操作委託料等の値上がりにより前年度比116.2%となった。 ・音楽事業費については、県主催公演を13本(前年度比+6本)企画開催し公演料が増加したため、前年度比131.3%となった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があつたか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	施設利用料、公演入場料ともに増加しており、収入全体では前年度比105.2%となった。
	具体的な 取組と その効果	・文化施設については、大型企画展の開催等により利用料金収入が前年度比114.2%となった。 ・県主催音楽公演を例年より多く開催したことで、入場者数が前年度比164.2%となり、これに伴い入場料収入も増加し前年度比124.7%となった。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	○音楽公演 県主催公演を13本企画開催し、県民へ良質でしかも安価な音楽公演を提供し続けており、利用者の満足度も90%を超えている。また、各練習室の使用申請を適正に受け、利用者の需要に応えている。 ○文化施設 院展をはじめとする各美術展や書道展、世界的に有名な作家の作品展等を招致し、県民に文化芸術に触れる機会を多く提供している。 ○人員配置 音楽ホールの舞台音響や照明操作に有資格者を配置するなど、施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービスの提供に支障は生じていない。また、職員の資質向上のため、公文協の研修等に参加、フィードバックしている。 ○施設・設備の管理 音楽公演等に使用される楽器、舞台装置等を適切に保守・管理し、良好な利用環境の整備に努めた。また、施設は35年が経過し老朽化による不具合が多く発生していることからこれに適宜対応し、利用者に不便が生じないようにしている。 ○危機管理等 火災・地震発生時の対応マニュアルを整備し、緊急連絡網を構築している。また、春と秋の消防・防災訓練に職員が参加し、防災意識を高めた。 ○自主事業の実施 アウトリーチ型事業として訪問演奏会「アトリオンがやってきた！」を9回実施したほか、人材育成事業として「アトリオン少年少女合唱団」を運営するなど、県民に音楽鑑賞や文化的活動の機会を積極的に提供した。
--------------	---

<観点Ⅳ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	指定管理者として、音楽施設、文化施設ともに適正に管理運営している。
	県 (所管課)	B	音楽施設、文化施設ともに適正に管理運営されているほか、文化振興に資する自主事業を積極的に実施しており、評価できる。

【評価基準】 A:順調(改善点なし)、B:概ね順調(重大な問題点なし)、C:改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
音楽ホールを中核に、各施設を効果的に活用し、県民に良質な音楽鑑賞や文化活動の機会を提供している。
○施設運営の課題
設置から34年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
計画的な修繕により施設の機能や魅力を維持しながら、県内唯一の音楽専用ホールなど施設の特性を生かした企画を実施することで、利用者ニーズに対応していく。また、「あきた芸術劇場」や「秋田県立美術館」などの周辺施設と効果的に連携しながら、文化振興に寄与していく。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）

(別紙)

○料金設定

1 施設使用料

(1) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室

区分			使用料の額				
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時後の時間 1 時間につき	
音楽ホール	入場料を徴収しない場合又は入場料 1 人当たりの最高額が 1, 5 0 0 円以下の場合	平日	2 5, 1 7 0 円	3 3, 5 6 0 円	5 8, 7 3 0 円	9, 8 6 0 円	
		土曜日・日曜日・休日	3 3, 8 7 0 円	4 5, 1 6 0 円	7 9, 0 3 0 円	1 3, 2 5 0 円	
	入場料一人当たりの最高額が 1, 5 0 1 円以上の場合	平日	4 2, 4 5 0 円	5 6, 6 0 0 円	9 9, 0 5 0 円	1 6, 9 7 0 円	
		土曜日・日曜日・休日	5 9, 8 5 0 円	7 9, 8 0 0 円	1 3 9, 6 5 0 円	2 4, 0 7 0 円	
第一練習室	公演、音楽発表会その他練習以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は入場料 1 人当たりの最高額が 1, 5 0 0 円以下の場合	平日	4, 8 0 0 円	6, 4 0 0 円	1 1, 2 0 0 円	1, 8 0 0 円
		入場料 1 人当たりの最高額が 1, 5 0 1 円以上の場合	土曜日・日曜日・休日	5, 5 8 0 円	7, 4 4 0 円	1 3, 0 2 0 円	2, 1 2 0 円
			平日	8, 8 5 0 円	1 1, 8 0 0 円	2 0, 6 5 0 円	3, 3 9 0 円
			土曜日・日曜日・休日	1 0, 5 0 0 円	1 4, 0 0 0 円	2 4, 5 0 0 円	4, 0 3 0 円
	練習に使用する場合		1 時間につき 5 9 0 円				
	第二練習室		1 時間につき 4 2 0 円				
第三練習室		1 時間につき 3 0 0 円					
音楽研修室		1 時間につき 1, 0 6 0 円					

備考

- 音楽ホール若しくは第一練習室の使用において午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるとき又は第二練習室、第三練習室若しくは音楽研修室の使用において使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、音楽ホール又は第一練習室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料を徴収しない場合又は1,500円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって音楽ホール又は第一練習室を使用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合の使用料を徴収する。
- 音楽ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 前号の規定にかかわらず、音楽ホールをパイプオルガンの練習のために使用するときは、使用料は、徴収しない。

(2) 美術展示ホール

区分		使用の単位	使用料の額
第一展示室	全室	1 日につき	1 9, 0 9 0 円
	A		1 4, 4 2 0 円
	B		5, 9 4 0 円
第二展示室			1 3, 0 4 0 円
第一展示室及び第二展示室			2 9, 7 9 0 円
第三展示室	全区画		1 3, 2 6 0 円
	4 分の 3 区画		9, 9 5 0 円
	4 分の 2 区画		6, 6 3 0 円
	4 分の 1 区画		3, 3 2 0 円

備考 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(3) 研修室

区分	使用料の額			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	18,330円	24,440円	42,770円	6,110円
4分の3区画	13,750円	18,330円	32,080円	4,590円
4分の2区画	9,170円	12,220円	21,390円	3,060円
4分の1区画	4,590円	6,110円	10,700円	1,530円

備考

- 一 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義とするかを問わず、研修室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(4) 多目的ホール

区分		使用料の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全ホール	平日	18,510円	24,680円	43,190円	6,170円
	土曜日・日曜日・休日	21,630円	28,840円	50,470円	7,210円
ホールA	平日	9,260円	12,340円	21,600円	3,090円
	土曜日・日曜日・休日	10,820円	14,420円	25,240円	3,610円
ホールB	平日	4,630円	6,170円	10,800円	1,550円
	土曜日・日曜日・休日	5,410円	7,210円	12,620円	1,810円
ホールC	平日	4,630円	6,170円	10,800円	1,550円
	土曜日・日曜日・休日	5,410円	7,210円	12,620円	1,810円

備考

- 一 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 三 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(5) イベント広場

区分		使用料の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	平日	14,490円	19,320円	33,810円	4,830円
	土曜日・日曜日・休日	17,400円	23,200円	40,600円	5,800円
2分の1区画	平日	7,250円	9,660円	16,910円	2,420円
	土曜日・日曜日・休日	8,700円	11,600円	20,300円	2,900円

備考

- 一 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 三 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

2 設備使用料

(1) 音楽ホール及び練習室

区分			使用の単位	使用料の額
音楽ホール	楽器	パイプオルガン	一台一回につき	23,750円
		グランドピアノ(フルコンサート用・外国製)		11,730円
		グランドピアノ(フルコンサート用・日本製)		5,870円
	音響設備		一式一回につき	2,440円
	照明設備		一式一回につき	4,770円
	舞台設備	所作台	一式一回につき	5,340円
		平台	一式一回につき	2,410円
		松羽目	一式一回につき	1,150円
		竹羽目	一式一回につき	1,680円
		金びょうぶ	一双一回につき	1,150円
		一文字幕	一枚一回につき	1,150円
第一練習室	音響設備		一式一回につき	1,170円
	照明設備	サスペンションライト	一式一回につき	1,170円
	舞台設備	可動ステージ	一式一回につき	2,410円
第三練習室	楽器	ポジティブオルガン	一台一回につき	840円
音楽ホール・第一練習室共通	楽器	チェンバロ	一台一回につき	5,870円

(2) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場

区分	使用の単位	使用料の額
拡声装置	一式一回につき	1,170円
ビデオテープレコーダー		590円
のぞきケース		590円
四面ガラスケース		590円
プロジェクター		560円

○営業期間・時間

(1) 使用時間

施設	使用時間
音楽ホール	午前 9 時から午後10時まで
練習室	
音楽研修室	
多目的ホール	
イベント広場	
美術展示ホール	午前 9 時から午後 8 時まで
研修室	午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 休業日

施設	休業日
音楽ホール	一 水曜日(休日(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。以下この表において同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 二 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
練習室	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
音楽研修室	
美術展示ホール	
研修室	
多目的ホール	1月1日
イベント広場	